令 和 ８ 年 度

男鹿市財政援助団体等監査結果報告書

男 鹿 市 監 査 委 員

監　第　33　号
令和８年10月27日

男　鹿　市　長　菅　原　広　二　様
男鹿市議会議長　三　浦　利　通　様
男鹿市教育委員会教育長　鈴　木　雅　彦　様

男鹿市監査委員　鈴　木　　誠

男鹿市監査委員　古　仲　清　尚

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第１９９条第７項の規定に基づき、令和８年度の財政援助団体等監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

目　　次

Ⅰ　監査の対象　…… 1

Ⅱ　監査の着眼点　…… 1

Ⅲ　監査の主な実施内容　…… 2

Ⅳ　監査の日程、対象団体等、担当課及び実施場所等　…… 2

Ⅴ　監査の結果　…… 4

【財政援助団体】

・　男鹿中地区会長会　…… 6
・　脇本山ドンド保存会　…… 7
・　全国男鹿駅伝競走大会実行委員会　…… 8
・　農事組合法人 福野集落ファーム　…… 9
・　合同会社 天野農産　…… 10
・　農事組合法人 いりあいファーム滝の頭　…… 11
・　男鹿半島なまはげライド実行委員会　…… 12
・　株式会社 おが地域振興公社　…… 13
・　公益社団法人 男鹿市シルバー人材センター　…… 14
・　男鹿市商工会　…… 15
・　１７７ＢＡＳＥ　…… 16
・　株式会社 スズキファーム　…… 17

【指定管理者】

・　社会福祉法人 男鹿保育会（男鹿市立保育園５園）　…… 18
・　一般社団法人 男鹿市観光協会（男鹿総合観光案内所）　…… 19
・　男鹿市スポーツ協会・正和会・むつみＪＶ（男鹿市体育施設等16施設）　…… 20
・　株式会社 おが（男鹿市複合観光施設）　…… 21

財政援助団体等監査結果報告

Ⅰ　監査の対象

令和７年度において、市が財政的援助を行った団体の中から12団体を、指定管理者として公の施設の管理・運営を行った事業者の中から４事業者をそれぞれ抽出し、監査の対象とした。

Ⅱ　監査の着眼点

当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行状況について、次の点に主眼をおいて監査を実施した。

１　財政援助団体

⑴　財政援助団体及び担当課等の補助金等交付手続は、条例、規則及び要綱等に基づき適正に行われているか。

⑵　補助金等は、交付目的に沿って適正に執行されているか。また、住民福祉の面から十分な効果を発揮しているか。

⑶　補助金等に係る会計処理は、適正に行われているか。また、会計処理上の責任体制は、明確であるか。

２　指定管理者

（担当課等）

⑴　指定管理者の指定は、法及び条例等に基づいて適正に行われているか。

⑵　管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

⑶　指定管理者に対して、適時・適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。また、事業報告書の点検は適切になされているか。

（指定管理者）

⑷　公の施設は、関係法令等（条例を含む。）の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。

ア　公の施設の管理に係る会計経理は適正になされているか。

イ　管理運営は事業計画及び収支計画に沿って運営されているか。

ウ　住民の平等利用は確保されているか。

⑸　事業報告書は適正に作成され、期限内に提出されているか。また、経費節減は図られているか。

⑹　利用料金の収納は適正に行われているか。

Ⅲ　監査の主な実施内容

監査は、男鹿市監査基準に準拠し、次のとおり実施した。

1　財政援助団体

担当課等からは補助金等の交付決定に関する原議書類、実績報告書等の関係書類を、財政援助団体からは決算書、収支証拠書類等の提出を求め、当該書類の確認、閲覧及び質問等の監査手続を適用して、出納その他の事務の執行が財政的援助等の目的に沿って行われているか、監査した。

2　指定管理者

担当課等からは事業報告書等の関係書類を、指定管理者からは管理業務に係る関係書類及び帳簿の提出を求め、当該書類の確認、閲覧、質問及び実査等の監査手続を適用して、出納その他の事務の執行が公の施設の指定管理の目的に沿って行われているか、監査した。

Ⅳ　監査の日程、対象団体、担当課及び実施場所等

1　財政援助団体

日　程	対　象　団　体	補 助 金 等 の 名 称	担 当 課	実 施 場 所
令和８年 ９月29日 （火）	男鹿中地区会長会	男鹿市地域振興基金活用事業補助金	企画政策課	監査委員事務局
	脇本山ドンド保存会	重要無形民俗文化財保存・伝承活動費補助金	文化スポーツ課	
	全国男鹿駅伝競走大会実行委員会	全国男鹿駅伝競走大会補助金		
	農事組合法人　福野集落ファーム	男鹿産農産物産地づくり支援事業費補助金	農林水産課	
	合同会社　天野農産	パックご飯原料米供給応援事業費補助金		
	農事組合法人　いりあいファーム滝の頭	スマート農機導入支援事業費補助金		

日　程	対　象　団　体	補 助 金 等 の 名 称	担 当 課	実 施 場 所
９月30日（水）	男鹿半島なまはげライド実行委員会	サイクルツーリズム推進補助金	観光課	監査委員事務局
	株式会社 おが地域振興公社	男鹿版ＤＭＯ推進事業費補助金		
	公益社団法人 男鹿市シルバー人材センター	（公社）男鹿市シルバー人材センター事業費補助金	男鹿まるごと売込課	
	男鹿市商工会	男鹿市商工会補助金		
	１７７ＢＡＳＥ	起業チャレンジ支援事業費補助金		
	株式会社　スズキファーム	男鹿産米ふるさと納税返礼品出品力強化支援事業費補助金		

２　指定管理者

日　程	対　象　事　業　者	公 の 施 設 の 名 称	担 当 課	実 施 場 所
令和８年10月１日（木）	社会福祉法人 男鹿保育会	男鹿市立保育園５園	子ども未来課	監査委員事務局
	一般社団法人 男鹿市観光協会	男鹿総合観光案内所	観光課	監査委員事務局
10月５日（月）	男鹿市スポーツ協会・正和会・むつみＪＶ	男鹿市体育施設等16施設	文化スポーツ課	監査委員事務局 男鹿市総合体育館
	株式会社 おが	男鹿市複合観光施設	男鹿まるごと売込課	監査委員事務局 男鹿市複合観光施設

Ⅴ　監査の結果

1　財政援助団体（補助事業）

監査の対象とした財政援助団体（12団体）の補助事業については、概ね適正に実施されているが、効果的な執行に当たって、一部に改善すべき事項等があったので、留意されたい。

⑴　補助金の交付手続について

農林水産課が所管する男鹿産農産物産地づくり支援事業においては、ソバの作付面積の拡大に必要な種子代に対して助成しているが、補助金交付手続の全てが収穫後の翌年に行われている。

本事業は、実施計画の承認を受けて、補助金の交付申請を行い、交付決定後に着手すべきものであり、事業完了後に交付手続を行っていることは不適正と言わざるを得ない。

市においては、事業が適正に執行されるよう、財政援助団体に係る事前の情報収集や適切な支援・指導に努めるとともに、チェック体制の強化を図られたい。

⑵　補助事業の実績確認について

事業実績については、補助金交付申請時の計画に基づいて、事業が適正に実施されているか、市が確認する必要があるが、補助金の決定根拠の妥当性を確認することなく、当初の申請どおりに補助金を交付している事例が見られた。

実績の確認は、事業内容に応じて、現地・現物の確認や公的資料との照合など、適正な方法によって正確を期するよう努められたい。

特に、機械・施設の導入等を内容とする事業については、報告書に添付した写真で確認したとするものもあったので、実地で規格や性能等も確認する検査を実施されたい。

なお、収支の確認に当たって、補助金の使途の明確化や、負担軽減にもつながるよう、補助事業に係る会計と団体の本来業務の会計の区分や現金出納簿の作成等について、事前の指導を徹底されたい。

⑶　補助金の支払について

補助金は、原則として事業完了後に支払うこととされているが、事業の効果的な推進等のため、概算払又は前金払ができるとされている。

支払の状況を確認すると、交付決定額の一部を支払う概算払と、交付金額が確定し、事業完了前に支払う前金払の区別が明確となっていない場合が多いので、事業内容や支払の申請理由等を踏まえて、適切に行われたい。

⑷　財政援助団体への支援・指導について

単年度事業等による効果は、事業完了後に直ちに発現するものばかりではなく、また、最近の社会経済情勢の急激な変化によって、大きな影響を受ける場合もあることなどから、補助金の交付をもって、市と財政援助団体との関係を終わりとすることなく、完了後の一定期間は状況確認に努めるとともに、効果の持続に向けた支援・指導等に努められたい。

２　指定管理者

監査の対象とした指定管理者（４事業者）による公の施設の指定管理については、概ね良好な管理・運営が行われていると認められるが、業務をより適正かつ円滑に進めるため、次の事項に留意されたい。

⑴　指定管理業務と自主事業の区分について

指定管理制度においては、指定管理業務に加えて、利用者の一層の増加や指定管理者の収益の向上等を目的として、指定管理業務を妨げない範囲で、自主採算で行う自主事業への積極的な取組が期待されている。

取組内容を確認すると、指定管理者の組織体制等によって差があるが、指定管理業務と自主事業の位置付けが計画と実績で異なるなど、区分が明確に行われておらず、会計処理においても、同様の状況が見られるので、それぞれの位置付けと経費の算定根拠を明確にし、指定管理料の適正な支出に努められたい。

⑵　収支差額の会計処理について

指定管理料は、業務の委託料に該当するものであり、管理運営を行う上で生じた指定管理料の過不足については、精算を行わないこととされている。

収支状況を確認すると、体育施設等の指定管理においては、年度協定に基づき、指定管理者の経営努力により収支差額が生じた場合に、その一部を市に納入することとしているが、令和６年度分を令和７年度に納入している。

市への納入に係る会計処理は、当該年度の決算に合わせて年度内に行われたい。

３　その他

その他の事務処理上の軽微な誤りや不備な点については、監査時に担当職員に口頭で指導し、又は改善を要望した。

各財政援助団体及び指定管理者の監査結果は、次のとおりである。

男鹿中地区会長会

1　補助金等の名称

男鹿市地域振興基金活用事業補助金

2　補助金等の交付額

２００，０００円（市全額：男鹿市地域振興基金）

3　補助金等の交付根拠条例等

男鹿市地域振興基金活用事業補助金交付要綱

4　補助金等の交付目的

市民が主体となって実施する地域づくり事業を支援し、市民の連携の強化及び地域振興を図る。

5　事業概要と実績

⑴　事業概要

ニュースポーツ（ボッチャ）の普及を通して、地域住民の健康寿命の延伸とコミュニケーションを図ることを目的とした定期的な練習の実施や交流大会の開催。

⑵　実績

・ボッチャ講習会・教室　　開 催 日　令和７年６月～11 月
実施回数　全 22 回
実施場所　男鹿中コミセン、各地区公民館
参加人数　延べ 209 名

・ボッチャ交流大会　　開 催 日　令和７年 11 月 30 日（日）
実施場所　男鹿中コミセン体育館
参加人数　90 名

6　事業収入、支出の状況

収　　入　　２０３，２５３円（市補助金の比率　９８．４％）
支　　出　　２０３，２５３円（　　同　上　　）
差　　引　　０円

7　事業の効果

年齢を問わず楽しめるニュースポーツ（ボッチャ）を通して、健康づくり、地域間・世代間交流などの地域の特色を活かした取組により、地域コミュニティの継続に寄与している。

8　監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められる。

なお、市は、本事業における補助金の収支状況を明確化するための現金出納簿の作成等について、指導されたい。

脇本山ドンド保存会

1　補助金等の名称

重要無形民俗文化財保存・伝承活動費補助金

2　補助金等の交付額

１６０，０００円（市全額）

3　補助金等の交付根拠条例等

男鹿市観光文化スポーツ部文化スポーツ課補助金交付要綱

4　補助金等の交付目的

指定文化財である民俗行事の保存と継承者の育成を図る。

5　事業概要と実績

⑴　事業概要

男鹿市指定無形民俗文化財「脇本の山ドンド」の保存・振興を目的とした、山ドンドの実施及び継承等に資する活動の実施。

⑵　実績

・７月 11 日（金）脇本第一小学校全校集会「山車どんど集会」
・８月　２日（土）山ドンドの実施：山車１台運行、子ども参加人数：約 100 名

6　事業収入、支出の状況

収　　入　　５２０，０３９円（市補助金の比率　３０．８％）
支　　出　　３２２，４１７円（市補助金の比率　４９．６％）
差　　引　　１９７，６２２円

7　事業の効果

当行事は令和元年の実施を最後に中止となっていたが、新たに設立した保存団体に対し助成を行うことにより行事が再開され、民俗行事の保存と継承者の育成に寄与した。

8　監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められる。

本行事の再開は、地域の一体的な取組による成果であり、保存会の組織体制を強化し、保存・伝承活動の継続につなげられたい。

全国男鹿駅伝競走大会実行委員会

１　補助金の名称

全国男鹿駅伝競走大会補助金

２　補助金の交付額

１３，５００，０００円（市 7,100千円／スポーツ振興くじ助成金 6,400千円）

３　補助金の交付根拠条例等

男鹿市観光文化スポーツ部文化スポーツ課補助金交付要綱

４　補助金の交付目的

全国男鹿駅伝競走大会の運営支援を通じて、交流人口の拡大とスポーツ振興を図る。

５　事業概要と実績

⑴　事業概要

全国の大学や高校などから駅伝強豪校を招待しつつ、一般、大学、高校男子・女子の４部門制による全国男鹿駅伝競走大会の実施。

⑵　実績

・実 施 日　令和７年６月28日（土）

・参加者数　１，０８１名　　一　　般（第72回）３０チーム
　　大　　学（第55回）１２チーム
　　高校男子（第65回）４４チーム
　　高校女子（第23回）２４チーム

・市内宿泊者数　延べ７８８人　（大会期間中）

６　事業収入、支出の状況

収　　入　　１７，９６１，３９７円（市補助金の比率　７５．２％）
支　　出　　１７，９２３，８２３円（市補助金の比率　７５．３％）
差　　引　　　３７，５７４円

７　事業の効果

大会に関連した交流人口の増加や本市のスポーツ振興、並びに、経済の活性化に寄与しており、参加選手等が利用する市内宿泊施設、飲食店、観光施設等における経済波及効果は10,883千円と積算される。

８　監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、事業費が年々増大していることから、経費の節減に努めるほか、市職員の動員に大きく依存した運営の在り方等も見直しながら、効率的な大会運営に努められたい。

農事組合法人 福野集落ファーム

１　補助金等の名称

男鹿産農産物産地づくり支援事業費補助金

２　補助金等の交付額

４４７，５００円（市全額）

３　補助金等の交付根拠条例等

男鹿市農林水産関係補助金交付要綱
男鹿産農産物産地づくり支援事業実施要領

４　補助金等の交付目的

男鹿の新たな産地づくりや、農産物生産への新規参入に必要な機械・資材等の導入を支援することで、産地の維持・拡大を図る。

５　事業概要と実績

⑴　事業概要

販売を目的としたソバの新規作付け及び面積拡大に必要な資材等の購入に対する支援。

⑵　実績

作付面積（拡大）：８９５ａ（拡大前 2,543ａ → 拡大後 3,438ａ）

６　事業収入、支出の状況

収　　入　　８２６，０２６円（市補助金の比率　５４．２％）
支　　出　　８２６，０２６円（　　同　上　　）
差　　引　　０円

７　事業の効果

耕作放棄地が解消され、ソバの生産拡大につながった。

８　監査の結果

補助金交付手続が全て事業の完了後に行われており、不適正と言わざるを得ない。

市は、事業が適正に執行されるよう、団体に係る事前の情報収集や適切な支援・指導に努めるとともに、チェック機能の強化を図られたい。

合同会社 天野農産

１　補助金等の名称

パックご飯原料米供給応援事業費補助金

２　補助金等の交付額

３６０，０００円（市全額）

３　補助金等の交付根拠条例等

男鹿市農林水産関係補助金交付要綱
パックご飯原料米供給応援事業実施要領

４　補助金等の交付目的

パックご飯工場への原料米の安定的な供給を促すために、多収品種の栽培技術を習得するまでの間、多収品種と従来品種の種子代の差額相当分を助成する。

５　事業概要と実績

⑴　事業概要

パックご飯原料米作付面積に応じた種子代差額相当分（10 千円／10 アール）の助成。

⑵　実績

作付面積：３６０ａ
出 荷 数：３８２俵

６　事業収入、支出の状況

収　　入	３６０，０００円	（市補助金の比率　１００．０％）
支　　出	３６０，０００円	（　　同　上　　）
差　　引	０円	

７　事業の効果

パックご飯原料米を作付・供給することにより、新たな雇用創出及び地域経済の活性化に寄与している。

８　監査の結果

本事業は、一定面積に対して定額の補助金を交付する仕組みであるが、市による実績の確認は面積で行っておらず、米の出荷量を確認して、当初の申請どおりに補助金を交付しており、妥当性に欠けると思われる。

実績の確認は、現地確認など、適正な方法によって正確を期して行うよう、是正されたい。

農事組合法人 いりあいファーム滝の頭

１　補助金等の名称

スマート農機導入支援事業費補助金

２　補助金等の交付額

７，７３２，０００円（市全額）

３　補助金等の交付根拠条例等

男鹿市農林水産関係補助金交付要綱
スマート農機導入支援事業実施要領

４　補助金等の交付目的

物価高騰等による農業経営への負担軽減を図り、コメの生産を維持するため、スマート技術を活用した省エネや作業効率に資するスマート農機の導入に支援を行うことにより生産性向上による稲作経営の安定を図る。

５　事業概要と実績

⑴　事業概要

省エネや作業効率に資するスマート農機導入経費に対する補助。

⑵　実績

直進アシスト仕様ハーフクローラトラクター　１台
ロータリー　１台
代掻きロータリー　１台

６　事業収入、支出の状況

収　　入	１７，０１０，４００円	（市補助金の比率　４５．５％）
支　　出	１７，０１０，４００円	（　　同　上　　）
差　　引	０円	

７　事業の効果

生産性の向上及び農業者の負担軽減を図るものであるが、メーカーからの納入の遅れにより、実稼働はできなかった。

８　監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められる。

男鹿半島なまはげライド実行委員会

1　補助金等の名称

サイクルツーリズム推進補助金

2　補助金等の交付額

１，６００，０００円（市全額）

3　補助金等の交付根拠条例等

男鹿市観光文化スポーツ部観光課補助金交付要綱

4　補助金等の交付目的

地場産業の活性化と本市のスポーツツーリズムの代表として観光誘客につなげ、男鹿観光の振興を図る。

5　事業概要と実績

⑴　事業概要

・平成 27 年度より開催されている自転車で男鹿を巡る体験型観光コンテンツ。
・距離の異なる各コースを走りながら男鹿の自然景観、食、文化を体験。

⑵　実績

・寒風山プラクティスライド：参加者数／１１名　ゲスト／片山右京氏
　令和７年９月６日（土）、寒風山を中心とした 30 ㎞コース。
・第 11 回あきた男鹿半島なまはげライド：参加者数／１４２名
　令和７年９月７日（日）、男鹿市内 ミドルコース(約 60 ㎞)、トライアルコース(約 25 ㎞)。

6　事業収入、支出の状況

収　　入	３，４９９，８６８円	（市補助金の比率　４５．７％）
支　　出	３，２２４，７９６円	（市補助金の比率　４９．６％）
差　　引	２７５，０７２円	

7　事業の効果

本市のスポーツツーリズムの象徴として、「男鹿＝サイクリング」のイメージ醸成と誘客促進が図られ、地域経済の活性化や交流人口の拡大、地域の魅力発信に寄与した。

8　監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って、概ね適正に執行されているものと認められる。

なお、実行委員会から運営会社への支出については、謝礼費として処理しているが、その内容は業務委託と判断されるので、責任の所在等も明確にした、業務委託契約を締結し、委託料として支出すべきである。

株式会社 おが地域振興公社

１　補助金等の名称

男鹿版ＤＭＯ推進事業費補助金

２　補助金等の交付額

２６，０００，０００円（市５０％、国５０％）

３　補助金等の交付根拠条例等

男鹿市観光文化スポーツ部観光課補助金交付要綱（市）
第２世代交付金の取扱いについて（新しい地方経済・生活環境創生交付金）（国）

４　補助金等の交付目的

稼ぐ（稼げる）地域づくりを目指して、ＤＭＯ法人の運営を促進し、地域一体となった観光振興を推進する。

５　事業概要と実績

⑴　事業概要

観光地域づくりの舵取り役として、地域資源を活用した観光振興と地域経済の活性化を図るため、商品造成、マーケティング、情報発信等の一体的な推進を図る。

⑵　実績

・スポーツツーリズム
　1）レンタサイクル事業（E-BIKE 等）　実績 677 件　売上　１，７１７千円
　2）Fine Camping Service Scelto　　実績　10 組　売上　　２９０千円
・ナマハゲ文化ツーリズム
　「男鹿のナマハゲ行事」を体験する！プレミアムツアー　実績　９名
・インバウンド対応、マーケティング　など

６　事業収入、支出の状況

収　　入　　２８，４５２，０９７円（市補助金の比率　９１．４％）
支　　出　　２８，４５２，０９７円（　　同　上　　）
差　　引　　０円

７　事業の効果

ナマハゲや自然景観などの地域資源を活かしたレンタサイクルや、台湾の自転車愛好者をターゲットとした旅行商品による体験型観光やスポーツツーリズムを推進し、地域の知名度と魅力の向上、観光消費の拡大による地域経済の活性が図られた。

８　監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められる。

なお、関係事業者等との一層の連携の強化によって、地域資源を活用した新たな観光商品づくりの促進など、事業効果の向上に努められたい。

公益社団法人　男鹿市シルバー人材センター

１　補助金の名称

（公社）男鹿市シルバー人材センター事業費補助金

２　補助金の交付額

１１，０００，０００円（市全額）

３　補助金の交付根拠条例等

男鹿市観光文化スポーツ部男鹿まるごと売込課補助金交付要綱

４　補助金の交付目的

高年齢者の就業機会の増大と社会福祉の増進を図るため、高年齢者就業機会確保事業を推進する。

５　事業概要と実績

⑴　事業概要

就業機会の拡大と会員の拡大、及び労働者派遣事業（シルバー派遣事業）の推進。

⑵　実績

・新規入会者数：　　２２人　（目標　　50 人　）
・受 託 件 数：　１，０８７件　（目標　2,000 件　）
・就 業 延 人 員：２１，８５３人日（目標 26,000 人日）

６　事業収入、支出の状況

収　　入　　２２，８１４，２６４円（市補助金の比率　４８．２％）
支　　出　　２２，８１４，２６４円（　　同　上　　）
差　　引　　０円

７　事業の効果

高年齢者の就業機会の拡大と確保、並びに地域経済への貢献に寄与している。

８　監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

高齢化が進む中にあって、事業の重要度は増しており、事務局体制の強化など、課題の解決を図り、会員の確保につなげるよう努力されたい。

男鹿市商工会

1　補助金等の名称

男鹿市商工会補助金

2　補助金等の交付額

３，６８０，０００円（市全額）

3　補助金等の交付根拠条例等

男鹿市観光文化スポーツ部男鹿まるごと売込課補助金交付要綱

4　補助金等の交付目的

組織経営の拡大と強化、運営基盤の安定を通じ、地域振興活動や経営の改善及び事業への積極的な取組を図る。

5　事業概要と実績

⑴　事業概要

伴走型支援を通じた、会員をはじめとした地域小規模事業者への販路開拓支援、安定的な経営基盤の確立、創業支援及び事業承継支援。

⑵　実績

・創業支援数　２０件
・創業実現数　１１件
・国、県、市などの補助金申請支援数　４０件
・物産展等販路拡大支援件数　１０件　ほか

6　事業収入、支出の状況

収　　入　４７，０６１，６４９円（市補助金の比率　７．８％）
支　　出　４７，０６１，６４９円（　　同　上　　）
差　　引　０円

7　事業の効果

開業支援等のほか、海外での販路開拓など、新たな市場での物産展や商談会等への出展・取組支援を行ったことにより、本市経済の活性化に寄与した。

8　監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

１７７ＢＡＳＥ

１　補助金等の名称

起業チャレンジ支援事業費補助金

２　補助金等の交付額

３，０００，０００円（市全額）

３　補助金等の交付根拠条例等

起業チャレンジ支援事業費補助金交付要綱

４　補助金等の交付目的

新規起業や第二創業等、男鹿で新たな事業に挑戦する事業者に対し、ふるさと納税を活用して支援することにより、地域経済の活性化のさらなる深化を図る。

５　事業概要と実績

⑴　事業概要

市内で船舶修理業を新規に起業するための施設の改修工事費や、機械備品の導入費及び広告宣伝費を支援する。

⑵　実績

・店舗改修、船舶診断システム・船外機用置台等の導入、ウェブサイト制作
・創業日　令和７年９月 22 日

６　事業収入、支出の状況

収　　入	６，０１２，５６５円	（市補助金の比率　４９．９％）
支　　出	６，０１２，５６５円	（　　同　上　　）
差　　引	０円	

７　事業の効果

市内への定住と新規起業により、地域経済の活性化が期待される。

８　監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められる。

なお、実績確認については、現地での規格、性能等の確認も行われたい。

株式会社 スズキファーム

１　補助金等の名称

男鹿産米ふるさと納税返礼品出品力強化支援事業費補助金

２　補助金等の交付額

１，０００，０００円（市全額）

３　補助金等の交付根拠条例等

男鹿産米ふるさと納税返礼品出品力強化支援事業費補助金交付要綱

４　補助金等の交付目的

ふるさと納税の返礼品として米のニーズが高まる中、ふるさと納税市場における男鹿産米の競争力を確保するほか、新たな販路の拡大に取り組む生産者等を支援し、６次産業化の促進を図る。

５　事業概要と実績

⑴　事業概要

ふるさと納税返礼品として男鹿産米を出品するために要する設備（精米機、計量機、ワイドホッパー）の導入。

⑵　実績

設備の導入により、ふるさと納税返礼品として 11.4 トンの男鹿産米が出品され、31,590 千円（寄附額ベース）を獲得することができた。

６　事業収入、支出の状況

収　　入	２，３００，９９０円	（市補助金の比率　４３．５％）
支　　出	２，３００，９９０円	（　　同　上　　）
差　　引	０円	

７　事業の効果

当団体を含む７者が補助金を活用し、精米機等の設備を導入したことにより、ふるさと納税返礼品として男鹿産米 33.3 トンが提供され、86,580 千円の寄附の受入れにつながった。

８　監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められる。

社会福祉法人　男鹿保育会

（指定管理施設：男鹿市立保育園５園）

１　根拠条例

男鹿市保育園条例

２　指定管理料

５９８，９５６，２８０円

３　管理に関する協定等

⑴　男鹿市立保育園等の指定管理に関する基本協定書
⑵　男鹿市立保育園等の指定管理に関する年度協定書

４　管理の対象業務

⑴　保育事業の運営に関する業務
⑵　施設及び設備の維持管理に関する業務
⑶　病後児保育における保育士等の業務
⑷　その他市長が必要と認める業務

５　利用料金

令和５年度より、保育料等を市独自で所得制限無しで全額助成している。

６　実績

令和７年度末園児数：３３３人（定員４３９に対する入所率　７５．９％）

７　収入、支出の状況

収　　入　　５９９，１１４，８５３円（市指定管理料の比率　９９．９％）
支　　出　　５９９，１１４，８５３円（　　同　上　　）
差　　引　　０円　　※収入には預金利息を含む

８　効果

平成 25 年度より全額出資の指定管理者制度を導入。保育専門の社会福祉法人により、効率的かつ安定した運営が行われているほか、保護者支援や特別保育等の多様化する保育ニーズにも柔軟に対応し、高い事業効果を上げている。

９　監査の結果

市内園児が減少する中で、市外からの受入れを行うとともに、職員の労働環境の改善や保育の質の向上、施設・設備の良好な維持管理に努めており、概ね適正に管理・運営が行われていると認められる。

一般社団法人 男鹿市観光協会

（指定管理施設：男鹿総合観光案内所）

１　根拠条例

男鹿市男鹿総合観光案内所条例

２　指定管理料

５，２１４，０００円

３　管理に関する協定等

⑴　男鹿総合観光案内所の管理に関する基本協定書
⑵　男鹿総合観光案内所の管理に関する年度協定書

４　管理の対象業務

⑴　施設への入館の許可及び入館の制限等に関する業務
⑵　施設及び設備の維持管理に関する業務
⑶　観光案内等に関する業務
⑷　上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

５　利用料金

男鹿市男鹿総合観光案内所条例により、指定管理者が利用料金を徴収する。

６　実績

令和７年度利用者数：７８，９４３人（前年度比　９０．０％）

７　収入、支出の状況

収　　入　　１０，６５４，７４４円（市指定管理料の比率　４８．９％）
支　　出　　１０，１８４，２０８円（市指定管理料の比率　５１．２％）
差　　引　　４７０，５３６円

８　効果

男鹿観光の玄関口にある案内所としての利用環境の充実、賑わい創出に繋がったほか、市内観光等関連情報の積極的な発信に努めるなど、本市への誘客、施設の利用促進が図られた。

９　監査の結果

施設の経年劣化がみられる中で、良好な維持管理とサービスの向上に努めており、管理・運営は概ね適正に行われていると認められる。

なお、男鹿半島観光の玄関口の施設として、情報発信機能の一層の強化等に努められたい。

男鹿市スポーツ協会・正和会・むつみＪＶ

（指定管理施設：男鹿市体育施設等 16 施設）

１　根拠条例

男鹿市都市公園条例、男鹿市Ｂ＆Ｇ海洋センター条例、男鹿市公園条例、男鹿市若美球場条例、男鹿市サンワーク男鹿条例、男鹿市トレーニングセンター条例

２　指定管理料

１１３，４４９，０００円

３　管理に関する協定等

⑴　男鹿市体育施設等の管理運営に関する基本協定書
⑵　男鹿市体育施設等の管理運営に関する年度協定書

４　管理の対象業務

⑴　対象施設
　男鹿市体育施設等16施設
⑵　対象業務
ア　施設等の利用の許可及び利用の制限等に関する業務
イ　施設等及び設備の維持管理に関する業務
ウ　施設等を活用したスポーツの普及振興に関する業務　等

５　利用料金

男鹿市都市公園条例等より、指定管理者が利用料金を徴収する。

６　実績

施設利用者数　　１７５，３１０人（前年度比 105.1%／8,445人増）
うち 指定事業　　３，７３８人（前年度比 151.2%／1,265人増）
自主事業　１１，３０８人（前年度比 114.5%／1,431人増）

７　収入、支出の状況

収　　入　１２１，６１４，４４８円（市指定管理料の比率　９３．３%）
支　　出　１１５，４３８，４６５円（市指定管理料の比率　９８．３%）
差　　引　　６，１７５，９８３円

８　効果

健康運動指導や各種健康教室の定期開催に努め、市民の健康増進が図られた。また、総合運動公園を活用したイベント等の開催により、交流人口の拡大と賑わいの場が創出された。

９　監査の結果

施設の良好な維持管理と、利用者に対するサービスの維持・向上に努めており、概ね適正に管理・運営が行われていると認められる。

なお、指定管理業務と自主事業の区分が、事業計画と実績報告で異なり、判然としないので、会計処理も含めて、明確にされたい。

また、年度協定に基づく、指定管理業務で得られた純利益の一部納入については、当該年度内に行うよう留意されたい。

株式会社 おが

（指定管理施設：男鹿市複合観光施設）

１　根拠条例

男鹿市複合観光施設条例

２　指定管理料

９，５４４，０００円

３　管理に関する協定等

⑴　男鹿市複合観光施設の管理に関する基本協定書
⑵　男鹿市複合観光施設の管理に関する年度協定書

４　管理の対象業務

⑴　施設への入館の許可及び入館の制限等に関する業務
⑵　施設及び設備の維持管理に関する業務
⑶　複合施設の利用促進に関する業務
⑷　「道の駅おが」としての機能維持と管理に関する業務
⑸　上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

５　利用料金

男鹿市複合観光施設条例により、指定管理者が利用料金を徴収する。

６　実績

令和７年度来場者数：６１６，７４５人（前年度比　９４．２％）

７　収入、支出の状況

収　　入　　２１１，５０７，７６５円（市指定管理料の比率　４．５％）
支　　出　　２０８，５８８，０３１円（市指定管理料の比率　４．６％）
差　　引　　２，９１９，７３４円

８　効果

年間来場者数が 61 万人を超えるなど、地域産業の振興と周遊観光のプラットフォームとしての役割を果たしている。

９　監査の結果

施設の良好な維持管理と、利用者に対するサービスの向上に努め、前年度を上回る売上げを確保しており、概ね適正に管理・運営されていると認められた。

冬季間の売上げの落込みや、出品者の高齢化・後継者不足など、課題も多く抱えているが、関係団体との連携強化等によって、その解決に努めるとともに、自主事業の一層の充実等によって、集客力の向上を図り、地域産業の振興拠点としての役割をさらに強化することを期待したい。